

児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案要  
綱

## 第一 適用上の注意規定の明確化

この法律の適用に当たっては、国民の権利を不当に侵害しないように留意し、児童に対する性的搾取及び性的虐待から児童を保護しその権利を擁護するとの本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用するようなことがあってはならないものとする。 (第三条関係)

## 第二 児童ポルノ所持等の禁止等

### 一 児童ポルノ所持等の禁止

何人も、みだりに、児童ポルノを所持し、又はこれに係る電磁的記録を保管してはならないものとする。 (第六条の二関係)

### 二 自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則

1 自己の性的好奇心を満たす目的で、児童ポルノを所持した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処するものとする。同様の目的で、これに係る電磁的記録を保管した者も、同様とするこ

と。(新第七条第一項関係)

2 1に係る国民の国外犯は、これを処罰するものとする。 (第十条関係)

第三 インターネットの利用に係る事業者の努力

インターネットを利用した不特定の者に対する情報の発信又はその閲覧等のために必要な電気通信役務を提供する事業者は、児童ポルノの所持、提供等の行為による被害がインターネットを通じて容易に拡大し、これにより一旦国内外に児童ポルノが拡散した場合においてはその廃棄、削除等による児童の権利回復は著しく困難になることに鑑み、捜査機関への協力、その管理権限に基づき児童ポルノに係る情報の送信を防止する措置その他インターネットを利用したこれらの行為の防止に資するための措置を講ずるよう努めるものとする。 (第十四条の二関係)

第四 心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置を講ずる主体及び責任の明確化

心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置を講ずる主体として、厚生労働省、法務省、都道府県警察、児童相談所及び福祉事務所を例示し、措置を講ずる主体及び責任を明確化すること。 (第十五条関係)

## 第五 その他

### 一 施行期日等

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。 (附則第一条第一項関係)

2 第二の二の1 (自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノ所持等についての罰則) は、この法律の施行の日から一年間は、適用しないものとする。 (附則第一条第二項関係)

### 二 検討

1 政府は、児童ポルノに類する漫画等 (漫画、アニメ、CG、擬似児童ポルノ等をいう。) と児童の権利を侵害する行為との関連性に関する調査研究を推進するとともに、インターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限に関する技術の開発の促進について十分な配慮をするものとする。

(附則第二条第一項関係)

2 児童ポルノに類する漫画等の規制及びインターネットによる児童ポルノに係る情報の閲覧の制限については、この法律の施行後三年を目途として、1の調査研究及び技術の開発の状況等を勘案しつつ

検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする事。 (附則第二条第二項

関係)

三 その他

その他所要の規定の整備を行うこと。